

# 一般社団法人日本経済調査協議会

## 役員退職金規程

(総則)

第1条 この規程は一般社団法人日本経済調査協議会の定款第31条に定める役員の退職金について定めることを目的とする。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は常勤役員が退職したときに支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、別表「役員退職金算定表」の額に、職位対応在職年数に1.015を乗じた額を限度として、理事長が定める。

(その他)

第4条 支給日など支給方法の細目については当会退職金規程を準用する。

以上

別表

役員退職金算定表

常勤専務理事	1,000,000円
常勤常務理事	870,000円